

令和5年度 実施方針の策定の見通しの公表について（令和6年2月29日現在）

利府町

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年7月30日法律第117号)第15条及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則(平成23年内閣府令第65号)第2条による公表は下表のとおりです。

なお、実際に策定する実施方針が下表の内容と異なる場合があります。

| 名称 | 期間 | 概要 | 公共施設等の立地 | 実施方針を策定する時期 | 所管部署 |
|------------|----------------------|--|-------------------------|-------------|---|
| 利府町営住宅建替事業 | 事業契約日から令和11年3月まで(予定) | 既存の3住宅(堀川、石田、八幡崎)について、八幡崎へ集約建替えるための設計、建設を行う。 | 宮城県宮城郡利府町利府字八幡崎69番地2他地内 | 令和6年3月 | 利府町都市開発部 都市整備課 営繕係 電話 022-767-2342 |